

富士市個人情報保護審査会条例

（令和 5 年 2 月 2 1 日）
（ 条 例 第 4 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）

第 1 0 5 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定及び行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 1 条第 1 項の規定に基づき、富士市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 次に掲げる事務を行うため、富士市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 富士市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年富士市条例第 3 号。以下「法施行条例」という。）第 7 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第 3 条 審査会は、委員 5 人をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（財産区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱いについての調査審議の手続)

第9条 第2条第2号の規定による調査審議を実施するため必要があると認めるときは、市の機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 第2条第1号の規定により審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(準用)

第11条 審査会は、市議会からの要請を受けたときは、第2条各号に掲げる事務の例により、市議会の保有個人情報の取扱いに関する事務を行うことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法施行条例附則第2項の規定による廃止前の富士市個人情報保護条例(平成17年富士市条例第10号。以下「旧条例」という。)第47条第4項の規定により委嘱されている富士市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年9月30日までとする。

3 旧条例の廃止の際現に旧審査会の委員である者又は旧条例の廃止前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第47条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、旧条例の廃止後も、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。